

原告適格の検討の視点

1 現実の不利益

- 営業利益の低下（1、2）
- 免許を受けられる地位（3）
- 公有水面埋立てによる漁業への影響（6）
- 里道廃止による生活の支障（7）
- 航空機の騒音（8）
- 特急料金の増額（9）
- 風俗環境（12、14）
- 道路拡幅による環境への影響（15）
- 墓地及び火葬場の設置による生活環境の変化（16）
- 日照の阻害（19）
- 子の通学する小学校が800メートル遠くなること（20）

2 不利益を受けるおそれ

- 洪水・濁水（5）
- 原子炉事故等をもたらす災害（11）
- がけ崩れ（13）
- 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害（17）
- 建築物の倒壊、炎上等（18）

3 利害関係

- 生活利益の具体的内容と性質、その重要性、森林の存続との具体的な関連の内容及び程度等に照らし、「直接の利害関係を有する者」としてその利益主張をする法的地位を付与するのが相当であるかどうか（5）
- 管理型最終処分場から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に当たる（21）

4 法的利益

- 質屋営業者に独占的な利益を享受する地位を保障するものでも、一定の営業利益を保障するものでもない（1）
- 適正な許可制度の運用によって保護されるべき業者の営業上の利益は、公衆浴場法によって保護される法的利益（2）
- 果汁の内容について容易に理解することができる利益（4）
- 文化財の学術研究者の学問研究上の利益（10）
- 里道廃止により生活に著しい支障が生ずるという特段の事情（7）
- 社会生活上通学することができる範囲内（20）